

川崎市都市計画審議会川崎縦貫高速鉄道小委員会運営要領

平成 13 年 7 月 10 日
都市計画審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市都市計画審議会運営要領（平成 12 年 7 月 18 日都市計画審議会決定）第 10 条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会川崎縦貫高速鉄道小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 小委員会は、川崎縦貫高速鉄道の都市計画及び環境影響評価法に基づく環境影響評価に関し技術的な検討と課題の整理を行い、川崎市都市計画審議会に報告することを目的とする。

(会議)

第 3 条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その 7 日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長の任期)

第 4 条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(会議の公開)

第 5 条 小委員会の会議は、公開とする。ただし、小委員会が、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、非公開にする旨を議決したときは、この限りでない。

(会議資料の提供)

第 6 条 会議を公開する場合は、会議資料（川崎市情報公開条例（昭和 5 9 年川崎市条例第 3 号）第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する情報を除く。）を閲覧に供し、その概要版を傍聴する者に配布するものとする。

（議事録）

第 7 条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員 2 人がこれに署名するものとする。

2 第 4 条の規定により公開した会議の議事録（川崎市情報公開条例（昭和 5 9 年川崎市条例第 3 号）第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する情報を除く。）は、公開するものとする。

（委任）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 1 3 年 7 月 1 8 日から施行する。